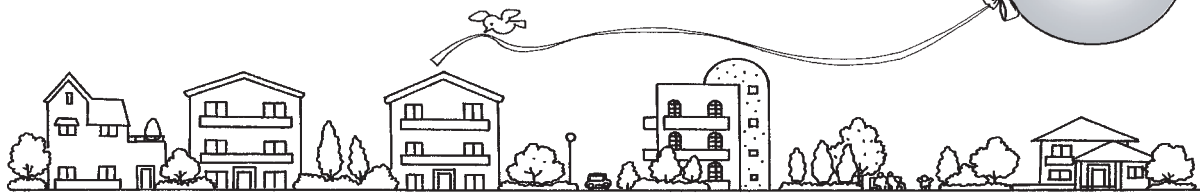


# 小田2・3丁目地区 まちづくりだより

発行 平成24年10月

第46号



## 住まいに関する相談受付 を行っています！

川崎市では、安全で安心なまちづくりを進めるため、住まいに関する相談の受付を行っています。

具体的な建替え等のご意向や計画がなくても、お住まいに関する心配事などがありましたら、ぜひ、この機会にご相談ください。

### 相談内容(例)

#### ○建替えに関するご相談

「建替えについて相談したい」

「建替えの助成制度について詳しく知りたい」

#### ○耐震補強に関するご相談

「耐震補強の助成制度について知りたい」

「借地の家は、耐震補強できないの？」

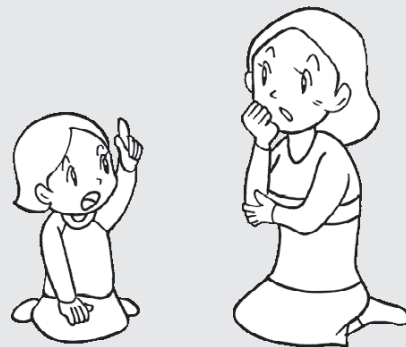
#### ○まちづくりに関するご相談

「不要になった土地の活用について相談したい」

※ご相談に対しては、担当部署のご紹介や専門のコンサルタント派遣などを行います。

うちの前の道路は狭いけど、建替えができるかしら？

家はだいぶ古くなったけど、地震が起こっても倒れる心配はないかな？



連絡先

市街地整備推進課 電話：044-200-2731（直通）



# 川崎市の住まいに関する助成制度



川崎市には、住まいに関する様々な助成制度等がございます。  
ご関心のある制度やキーワードがございましたら、一度ご相談ください。

## 【住まいに関する助成】

住まいの  
建て替え

＜耐震診断・補強＞ ＜改修＞ ＜建て替え＞

住まいの耐震化や燃えにくい住宅への建て替えに対して助成を行う制度があります。

※ページ右ケース1参照 ※ページ下部①参照

住まいの  
改修

＜バリアフリー改修＞

介護認定された高齢者が行う住宅改修の費用を、一定範囲で保険給付する制度があります。

住まいの  
住み替え

＜ポケットパーク整備事業＞

不要になった土地を土地の条件によって市が買い取らせて頂く制度があります。

＜高齢者世帯の住み替え＞

※ページ右「ケース3」参照

住まいの  
環境整備

＜家具転倒防止＞

独居高齢者世帯等を対象に、金具の取り付けを無料で行う制度があります。

＜緑化＞

屋上緑化や生垣の整備に対して、費用の一部を助成する制度があります。

## 【小田2・3丁目地区の助成制度】

### ①燃えにくい住宅への建て替え

【住宅不燃化促進事業】

建物の主要構造部、外壁などに一定の防火措置を講じた住宅への建て替えに対して、費用の一部を補助する制度です。

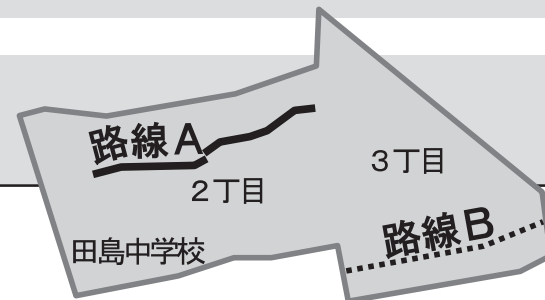
### ②建て替えに併せた4m未満道路の拡幅整備

【区画道路拡幅促進事業】 ※路線A・B限定

敷地の境界を後退する方に、塀や垣柵などの除却と新しく設置する費用の一部を助成しています。

【区画道路寄附促進事業】 ※路線B限定

敷地の境界を後退し、後退した私有地部分を市に寄付して下さる方に、奨励金をお支払いしています。



※路線の詳細は裏面の地図をご確認ください。



ケース1

家が古くなったので、そろそろ耐震診断や耐震補強を考えている

- ・耐震診断士を無料で派遣しています。
- ・耐震補強に係る費用の一部を助成しています。

【木造住宅耐震診断士派遣制度】

【木造住宅耐震改修助成制度】

※平成23年7月11日より、助成金限度額の引き上げを行っています（平成25年度まで）。



ケース2

高齢のひとり暮らしなので、何かあったときが心配

- ・ひとり暮らしの高齢者の方に発作が起きたときなどに備え、緊急時の連絡体制を確保するサービスを提供しています。

【高齢者緊急通報システム設置運営事業】



ケース3

高齢なので、今のアパートに住み続けられるか不安がある

- ・賃貸アパート居住の高齢世帯で立ち退きを求められた場合、住み替えに必要な家賃差額等を補助する制度があります。

【高齢者世帯住替え家賃助成制度】

※これらの支援は、川崎市の予算の範囲内で実施しています。お早めにご相談ください！  
※各制度には助成を行うための条件があります。ご希望の方は、一度お問い合わせください。

【お問合せ先】川崎市 まちづくり局 市街地開発部 市街地整備推進課

電話：044-200-2731

# 安全安心まちづくり ~防災まちづくりの実現へ向けて~

- 小田2・3丁目地区は、地震時など大規模な災害時において防災上の課題が大きい地区として、国土交通省より「重点密集市街地」に指定されてきました。
- 市では、災害に強いまちづくりを推進するため、平成20年に「防災まちづくりプラン」を作成し、建築物の不燃化促進や、狭あい道路の拡幅促進等を行っています。



## 「地震時に著しく危険な密集市街地」の指定

- 地震時などの大規模な災害に対して防災上の課題が残る当地区は、今後は「地震時等に著しく危険な密集市街地」として指定される予定です。

まちの「燃えにくさ」と「避難のしやすさ」を高めることで、密集市街地の危険性を改善していくことができます。

- 市では、建築物の不燃化や狭あい道路の拡幅等の取り組みを継続してまいります。
- 建築物の不燃化や、狭あい道路の拡幅等に関する補助制度も引き続き継続してまいりますので、建替え等のご計画をされている方は、ぜひご活用ください。

## 小田2・3丁目地区の密集市街地の改善に向けた取り組み状況



## 小田2・3丁目地区のまちづくり お問い合わせ先

川崎市まちづくり局 市街地開発部 市街地整備推進課 電話：044-200-2731 (直通)